

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 長期エネルギー需給見通しにおいて示された電源構成を実現するため、国民への説明責任を果たすとともに、早期に実効性ある施策を講じること。

2. 再生可能エネルギー等の導入促進

(1) 再生可能エネルギー等の導入促進や省エネルギー化の推進については、支援制度の拡充など施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

(2) 一般家庭への再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するため、支援制度を拡充すること。

(3) 太陽光発電など再生可能エネルギー発電施設整備に当たっては、地域における環境保全の観点から、所在市町村との協議や関係法令の整備を含め、必要な対策を講じること。

(4) 再生可能エネルギーの導入を促進するため、固定価格買取制度については、地域の実情を勘案し、調達価格と調達期間等の適正な運用に努めること。

(5) 次世代自動車等の普及を促進するため、必要な施策を講じること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するため、燃料供給施設普及に対する財政措置やバイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策を講じること。

(6) 新たなエネルギー資源として注目されているメタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。

また、水素社会の早期実現のため、インフラ整備など必要な施策を講じること。

3. 災害時を含め、エネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が行き届くエネルギー供給体制の構築に対し、財政措置を講じること。

4. 石油化学コンビナートの競争力の強化及び災害時における安全性の確保を図るため、必要な支援策を講じること。

5. 電源立地地域対策交付金等については、対象施設や地域を拡充するなど弾力的に活用できるよう制度を改善すること。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、制度の恒久化を図るとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続を簡素化すること。

6. 亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、危険個所の調査や陥没防止対策について、財政措置を講じること。

7. 東日本大震災関係

復興計画の中で重点施策におかれている再生エネルギーの導入推進のため、送電網の増強策を推進すること。

また、エネルギーの地産地消に取り組む地方公共団体を支援するために必要な支援策を講じること。